

鳥取県告示第464号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

山田1地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字山田字上荘262-1	1号
東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷307	2号
東伯郡三朝町大字山田字沢向100	3号
東伯郡三朝町大字山田字北平64-1	4号
東伯郡三朝町大字山田字沢向73-1地先水路敷	5号
東伯郡三朝町大字山田字沢向76-1	6号
東伯郡三朝町大字山田字先ノ土井116-1地先水路敷	7号
東伯郡三朝町大字山田字先ノ土井107-1	8号
東伯郡三朝町大字山田字先ノ土井105-1地先道路敷	9号
東伯郡三朝町大字山田字上荘258地先道路敷	10号
東伯郡三朝町大字山田字上荘263地先水路敷	11号